

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 6 号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の施工) 第 6 条 <省略> 2 <u>災害その他非常の場合においては、前項の規定にかかわらず、排水設備の工事の施工ができるものとして他の市町村長が指定した工事業者に、工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、当該工事業者は、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。</u>	(排水設備等の工事の施工) 第 6 条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。